北海道士別市、北海道名寄市、北海道根室市、北海道富良野市、北海道新篠津村、北海道今金町、北海道せたな町、北海道長沼町、北海道栗山町、北海道和寒町、北海道剣淵町、北海道下川町、北海道音威子府村、北海道中川町、北海道増毛町、北海道小平町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道日高町、北海道平取町、北海道浦河町、北海道様似町、青森県十和田市、宮城県大郷町、秋田県大館市、秋田県潟上市、茨城県龍ケ崎市、栃木県宇都宮市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、千葉県市原市、東京都品川区、東京都豊島区、東京都大島町、神奈川県横須賀市、石川県金沢市、福井県福井市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、静岡県熱海市、静岡県伊東市、静岡県函南町、愛知県豊橋市、三重県いなべ市、大阪府八尾市、大阪府寝屋川市、大阪府大東市、大阪府河南町、兵庫県相生市、奈良県奈良市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、島根県出雲市、岡山県倉敷市、徳島県小松島市、香川県三木町、愛媛県松山市、高知県高知市、宮崎県宮崎市	告示別表第三の保険料額決定通知書兼納入通知書兼特別徴収開始通知書、保険料額決定（変更）通知書兼納入通知書兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書、後期高齢者医療保険料口座振替開始（変更）のお知らせ、納付書、連帳納付書、後期高齢者医療保険料口座振替不能通知書、後期高齢者医療保険料還付請求書、後期高齢者医療保険料納付額証明書、後期高齢者医療保険料督促状、口座振替不能通知書・督促状・催告書兼納付書、口座振替不能通知書兼納付書及び後期高齢者医療保険料督促状兼納付書に関する帳票要件
北海道留萌市、北海道稚内市、北海道芦別市、北海道千歳市、北海道深川市、北海道石狩市、北海道積丹町、北海道浦臼町、北海道新十津川町、北海道沼田町、北海道鷹栖町、北海道利尻町、北海道利尻富士町、北海道新冠町、青森県三沢市、青森県つがる市、青森県今別町、青森県鰺ヶ沢町、青森県深浦町、青森県鶴田町、青森県七戸町、青森県東北町、青森県五戸町、青森県階上町、岩手県盛岡市、岩手県宮古市、岩手県大船渡市、岩手県遠野市、岩手県一関市、岩手県陸前高田市、岩手県釜石市、岩手県二戸市、岩手県八幡平市、岩手県滝沢市、岩手県雫石町、岩手県葛巻町、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、岩手県西和賀町、岩手県平泉町、岩手県住田町、岩手県山田町、岩手県岩泉町、岩手県軽米町、岩手県九戸村、岩手県洋野町、岩手県一戸町、宮城県石巻市、宮城県気仙沼市、宮城県蔵王町、秋田県横手市、秋田県男鹿市、秋田県大仙市、秋田県北秋田市、秋田県にかほ市、秋田県仙北市、山形県山形市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県村山市、山形県山辺町、山形県河北町、山形県金山町、山形県舟形町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県戸沢村、福島県郡山市、福島県白河市、福島県二本松市、福島県田村市、福島県南相馬市、福島県本宮市、福島県国見町、福島県鏡石町、福島県天栄村、福島県只見町、福島県西会津町、福島県猪苗代町、福島県西郷村、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県矢吹町、福島県矢祭町、福島県玉川村、福島県平田村、福島県古殿町、福島県小野町、福島県楢葉町、福島県富岡町、茨城県牛久市、埼玉県さいたま市、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、東京都港区、東京都台東区、東京都葛飾区、東京都江戸川区、東京都小平市、東京都東久留米市、東京都利島村、東京都新島村、東京都神津島村、東京都三宅村、東京都八丈町、東京都青ヶ島村、東京都小笠原村、神奈川県小田原市、神奈川県秦野市、新潟県燕市、新潟県胎内市、新潟県湯沢町、岐阜県多治見市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、静岡県下田市、静岡県森町、愛知県名古屋市、愛知県瀬戸市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県名張市、三重県熊野市、三重県伊賀市、三重県玉城町、三重県紀宝町、大阪府豊中市、大阪府河内長野市、大阪府羽曳野市、大阪府岬町、兵庫県芦屋市、兵庫県伊丹市、兵庫県加古川市、兵庫県三木市、兵庫県小野市、兵庫県宍粟市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県五條市、奈良県三郷町、奈良県下市町、島根県益田市、島根県大田市、島根県津和野町、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県府中市、広島県庄原市、広島県海田町、広島県大崎上島町、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県阿武町、徳島県阿波市、徳島県佐那河内村、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県東みよし町、香川県坂出市、香川県直島町、愛媛県今治市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県大洲市、愛媛県東温市、愛媛県上島町、愛媛県久万高原町、愛媛県砥部町、愛媛県内子町、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、福岡県大牟田市、福岡県久留米市、福岡県豊前市、福岡県大野城市、福岡県太宰府市、福岡県福津市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県香春町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県大任町、福岡県赤村、福岡県福智町、福岡県上毛町、長崎県雲仙市、熊本県南阿蘇村、大分県大分市、大分県別府市、沖縄県南城市、沖縄県本部町、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町	告示別表第三の保険料額決定通知書兼納入通知書兼特別徴収開始通知書、保険料額決定（変更）通知書兼納入通知書兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書及び連帳納付書に関する帳票要件

○厚生労働省告示第二百九十九号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十五条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二十五号）附則第三条の規定に基づき、同条の規定により厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する後期高齢者支援システム及び厚生労働大臣が定める日を次のように定める。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十五条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する後期高齢者支援システムは、別表の左欄に掲げる地方公共団体の利用する後期高齢者支援システムとし、同欄に掲げる地方公共団体に係る厚生労働大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。